

広島県告示第千二百二十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
引野町六百二十六地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
福山市	引野町		沖浦山	七六二六番一五	標柱一号
				七六二六番六	標柱二号及び三号
				七六二六番二	標柱四号及び五号
				七六二六番一	標柱六号、七号、九号、一〇号、一一号、一二号及び一三号
				七六二六番二二	標柱八号